

# 高等学校グランドデザイン会議設置要綱

(設置)

第1 平成21年度以降の本県の県立高等学校の在り方を検討するため、高等学校グランドデザイン会議（以下「グランドデザイン会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 グランドデザイン会議は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が諮問する次の事項について調査審議し、教育長に報告する。

『今後の県立高等学校の在り方について』

- (1) 県立高等学校の適正な学校規模・配置の在り方
- (2) 社会の変化と多様な進路志望に対応する学科・コース等の在り方
- (3) 県立高等学校と中学校や大学等との連携の在り方

(組織)

第3 グランドデザイン会議を総括するため、検討会議を置く。

2 検討会議の下に、専門の事項を調査検討するため専門委員会を、地域の意見を聴取し検討に反映させるため地区部会を置く。

(検討会議)

第4 検討会議は20人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(専門委員会)

第5 専門委員会の名称及び調査検討事項は次表のとおりとする。

専門委員会の名称	調査検討事項
第1専門委員会	県立高等学校の適正な学校規模・配置の在り方について
第2専門委員会	社会の変化と多様な進路志望に対応する学科・コース等の在り方について 県立高等学校と中学校や大学等との連携の在り方について

2 第1専門委員会は10人以内の専門委員、第2専門委員会は20人以内の専門委員で組織する。

3 専門委員は教育長が委嘱する。

(地区部会)

第6 地区部会の名称及び意見聴取事項は次表のとおりとする。

地区部会の名称	意見聴取事項
東青・下北地区部会	諮問事項に関する地区の意見
西北・中南地区部会	
上北・三八地区部会	

2 地区部会は各部会につき12人以内の地区部会委員で組織する。

3 地区部会委員は教育長が委嘱する。

(任期)

第7 委員、専門委員及び地区部会委員の任期は、委嘱した日から平成20年3月31日までとする。

ただし、委員、専門委員及び地区部会委員が欠けた場合の補欠の委員、専門委員及び地区部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第8 検討会議に議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選による。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員会委員長及び副委員長)

第9 専門委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長、副委員長は検討会議委員の互選による。

3 委員長は専門委員会を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第10 地区部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長は検討会議委員の互選による。

3 副部会長は地区部会員の中から部会長が指名する。

4 部会長は地区部会を主宰する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11 検討会議は、教育長が招集する。

2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、専門委員会及び地区部会の会議に準用する。

(関係者の出席)

第12 議長、委員長及び部会長は、必要に応じて委員、専門委員及び地区部会委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第13 検討会議、専門委員会及び地区部会の庶務は、青森県教育庁県立学校課において処理する。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、グランドデザイン会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。